

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 3 月 4 日

南予地方局長 阿部 恭司

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

西建（委）第 1 号
県営住宅神山団地（1号棟）・白浜団地エレベーター設備保
守委託業務 一式

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 業務実施場所

県営住宅神山団地及び白浜団地

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者であること。（入札開始時刻において、資格審査終了済みであり、資格を有している者。）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 受託要件確認書の提出期限の日から入札の日までの期間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 愛媛県内に営業拠点を有していること。

(5) エレベーターの故障等緊急時に速やか（概ね 100 分以内）に技術員を派遣可能であること。

- (6) 遠隔監視診断装置を設置する能力を有していること。
- (7) 過去5年の間に国または地方公共団体と、エレベーター保守点検を業務内容とする業務委託契約を締結し、かつ、誠実に履行し、受託要件確認書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布等

(1) 入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課建築指導係
(愛媛県南予地方局八幡浜庁舎3階)
T E L : 0894-22-4111 (内線 425)
F A X : 0894-24-5305

(2) 入札説明書等の配布期間

令和7年3月4日(火)から令和7年3月13日(木)までの
受付時間中(土・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から
午後5時15分まで)

4 入札参加資格の確認の申請

(1) 受託要件確認書の作成方法等

「エレベーター保守点検を業務内容とする、業務委託契約の実績を有すること」が、前提となる。過去5年の間に国又は地方公共団体と、当該業務と同程度の業務実績を有すること。

次の3点の書類を提出する。

ア 受託要件確認書

別添「受託要件確認書」を記載する。

確約事項等が含まれているので、受託要件確認書の内容をよく吟味すること。

なお、虚偽の記載を行った場合や、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

イ 既成の契約書の写し 1通

「エレベーター保守点検を業務内容とする、業務委託契約」の実績のうち、契約1例について、コピーを添付すること。

支障がある事項(契約金額等)については、伏せてもよい。

ウ 返信用封筒 1通

必要な切手を貼付の上、宛先記載のこと。封筒のサイズは問わない。

(2) 提出先及び提出期限

令和7年3月13日(木)午後5時15分までに、上記3の場所に持参又は郵送(期限必着)にて提出する。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された受託要件確認書の内容を確認し、入札参加の可否

について、入札日までに提出者に書面で通知（郵送）する。

5 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和7年3月24日（月）午前10時00分

場所：愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号

愛媛県南予地方局八幡浜庁舎3階入札室

(2) 入札書の提出方法

① 入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。

② 郵便、加入電話、電報、ファクシミリ等の方法による入札は認めない。

(3) 開札

入札終了後、直ちに(1)の場所で行い、原則として入札参加者が立ち会うものとする。

6 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

7 入札の無効

2に掲げる入札参加資格のない者又は入札の条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

8 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。

(3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

(4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としなない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者

の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

(例) 最低賃金を下回った価格で入札額の積算を行っていると認められる場合 など

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とすることがある。

(5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

(6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

(8) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

(9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約書の作成

落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。

11 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が、負担するものとする。
- (2) 本件委託業務は、令和7年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。
- (3) その他、当該入札の詳細は「入札説明書」による。